



リサイクル製品を 使用しましょう

身近で「リサイクル製品」を目にする機会が増えていませんか？
リサイクル(Recycle:ごみの再生利用)は、廃棄物削減の効果的な手段として、リデュース(Reduce:ごみの発生抑制)、リユース(Reuse:ごみの再使用)とともに「3R」ともいわれています。
県では、リサイクル製品の利用拡大のため、「沖縄県産リサイクル製品利用促進制度」を実施しています。



ガラスびんをリサイクルした舗装用ブロック

循環型社会とは？

「循環型社会」とは、「限りある資源の消費を抑え、環境への負荷をできる限り減らす社会」のことを指します。

- ① 資源の消費を抑えるためには、次のように取り組む必要があります。
「製品の消費を抑える」ための「製品などの廃棄をできる限り抑える(リデュース)」
- ② 廃棄物を循環資源として、再利用(リユース)や再生利用(リサイクル)を行う

③ ①、②ができないものについては、適正に処分する

また近年では、リサイクルを促進するために、「家電リサイクル法」や「自動車リサイクル法」、「容器包装リサイクル法」など、さまざまな製品を対象にした法律が制定されました。消費者、メーカー、行政などの役割が明確にされ、社会全体で資源を有効活用する取り組みが盛んになっています。

県内の廃棄物の現状

「廃棄物」とは、日常生活などでいらなくなったものをい、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分けられます。会社などの事業活動に伴って生じる廃棄物のうち法令で定めるものを産業廃棄物とし、それ以外の家庭ごみなどを一般廃棄物としています。
県内での廃棄物の排出量は、一般廃棄物が若干の減少傾向にあり、産業廃棄物も一定の水準で推移していますが、

沖縄県産リサイクル製品利用促進制度

「循環型社会」の形成に向けて、今後さらに排出量の抑制と、再生利用の促進が求められています。
本県は、島よ県という地理的条件に加え、現在ある最終処分場に今後埋め立てられる廃棄物の量が限られているため、県内での資源の循環システムを築くことが重要です。

リサイクル製品を使おう

資源の有効利用を図るため、事業者は、省資源化や資源の再利用、再生利用を行い、行政もリサイクル製品の利用促進をはじめとしたさまざまな支援を行っています。
循環型社会を形成するためには、これらの取り組みと併せて、消費者である県民一人ひとりが環境に配慮して行動することが重要です。

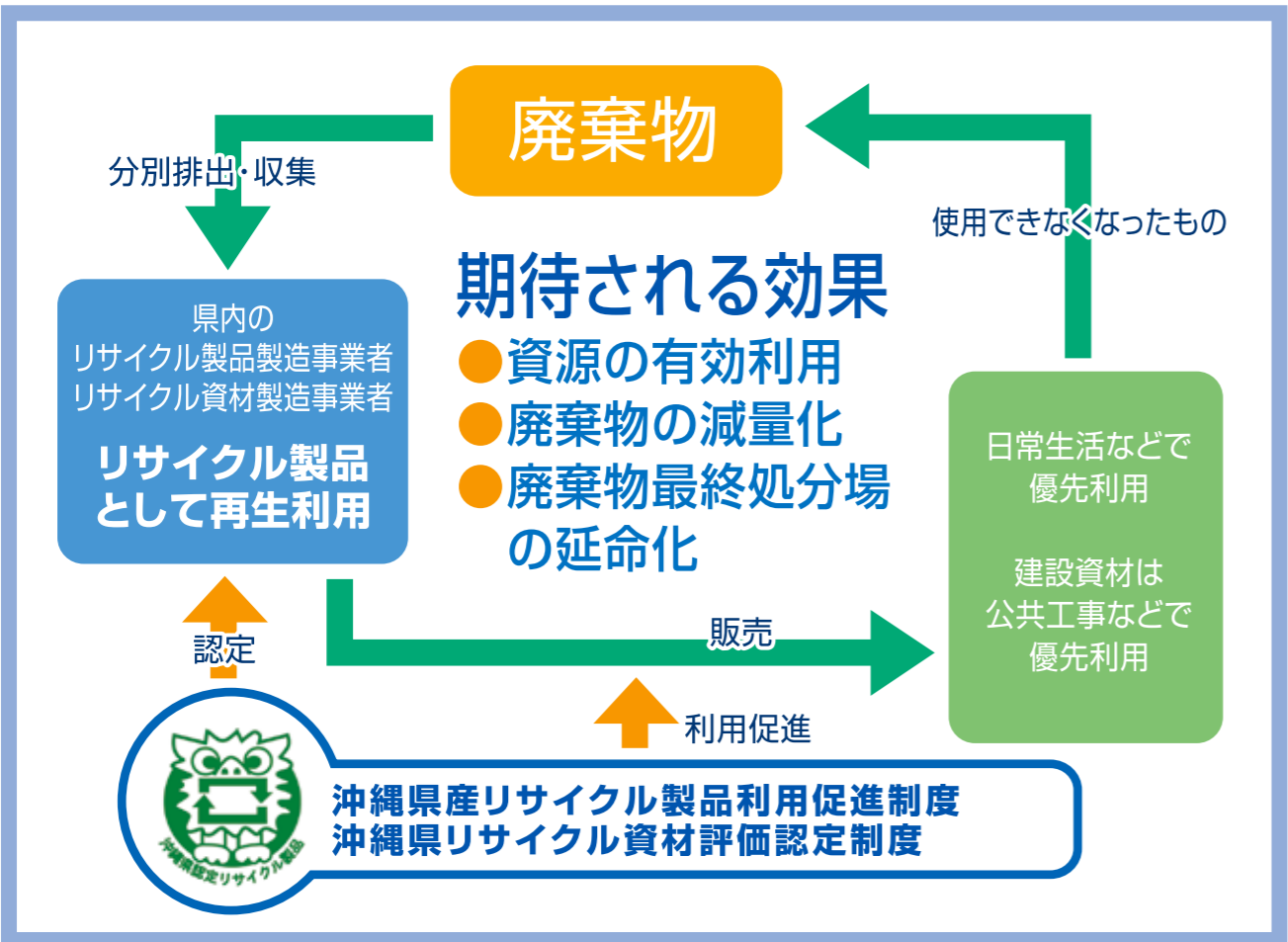
県産リサイクル製品の積極的利用に、ご理解とご協力をお願いします。

Feature 1



廃ガラスを再生利用した園芸用資材

県では、主に日用品として使用されるリサイクル製品を対象とする「沖縄県産リサイクル製品利用促進制度」と、建設資材を対象とする「沖縄県産リサイクル資材評価認定制度」を設けています。
県内で発生した廃棄物などの循環資源を原材料に、県内で製造されたリサイクル製品・資材について、県が定めた品質や安全性などの客観的な基準を満たしたものを認定し、その利用拡大を図ります。
現在、日用品二製品、建設資材百八十二製品が県産リサイクル製品として認定されています。
認定製品については、県のホームページやパンフレット等で広く県民に情報提供を行い、優先的に利用することを呼びかけます。また、建設資材については県が発注する公共工事に利用されています。



各制度についての詳細は
● 沖縄県産リサイクル製品利用促進制度
県環境整備課 TEL098-866-2231
● 沖縄県リサイクル資材評価認定制度
県技術管理課 TEL098-866-2374
にお問い合わせください。
また、県ホームページでもご覧になれます。

お問い合わせ ● 県環境整備課 TEL:098-866-2231 FAX:098-866-2235

